

# 公的資金補償金免除繰上償還に係る公営企業経営健全化計画

## 基本的事項

### 1 事業の概要

特別会計名：簡易水道事業特別会計

事業名	簡易水道事業		
事業開始年月日	S33.4.1	地方公営企業法の適用・非適用	適用 <input checked="" type="checkbox"/> 非適用
団体名	美浜町	職員数 (H19.4.1現在)	1
構成団体名			

注1 事業を実施する団体が一部事務組合等（一部事務組合、広域連合及び企業団をいう。以下同じ。）の場合は、「団体名」欄に一部事務組合等の名称を記載し、「構成団体名」欄にその構成団体名を列記すること。

2 「職員数」欄には、当該事業に従事する全職員数を記載すること。

### 2 財政指標等

資本費	33.91円 (H18)	公営企業債現在高 (百万円)	166.4 (H18)
累積欠損金 (百万円)	0	利益剰余金又は積立金 (百万円)	83.9 (H18)
不良債務 (百万円)	0	財政力指数	0.858 (H18)
資金不足比率 (%)	資金不足額なし	実質公債費比率 (%)	15.2 (H19)
		経常収支比率 (%)	93.4 (H18)

注 平成17年度（又は平成18年度）の公営企業決算状況調査、地方財政状況調査等の報告数値を記入すること。

なお、財政力指数、実質公債費比率及び経常収支比率は、当該事業の経営主体である地方公共団体の数値を記載し、当該事業が一部事務組合等により経営されている場合は、その構成団体の各数値を加重平均したものを記載すること。（ただし、旧資金運用部資金及び旧簡易生命保険資金について対象としない財政力1.0以上の団体の区分については構成団体の中で最も低い財政力指数を記載すること。）

### 3 合併市町村等における公営企業の統合等の内容

<input checked="" type="checkbox"/> 新法による合併市町村、合併予定市町村における公営企業の統合等の内容 <input type="checkbox"/> 旧法による合併市町村における公営企業の統合等の内容 該当なし

注1 「新法による合併市町村、合併予定市町村」とは、市町村の合併の特例等に関する法律（平成16年法律第59号）第2条第2項に規定する合併市町村及び同条第1項に規定する市町村の合併をしようとする市町村で地方自治法（昭和22年法律第67号）第7条第7項の規定による告示のあったものをいう。

2 「旧法による合併市町村」とは、市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第2条第2項に規定する合併市町村（平成7年4月1日以後に同条第1項に規定する市町村の合併により設置されたものに限る。）をいう。

3 にしを付けた上で内容を記載すること。

### 4 公営企業経営健全化計画の基本方針等

区分	内容
計画名	美浜町簡易水道事業経営健全化計画
計画期間	平成19年度～平成23年度
計画策定責任者	美浜町長 山口 治太郎
既存計画との関係	第3次美浜町行財政改革大綱（H18～H22）
公表の方法等	町議会において協議・美浜町ホームページ掲載/年度内に速やかに公表
基本方針	今後6～7年間は、4箇所の簡易水道の施設改良（浄水施設の近代化）による資本投資が続くため経営健全化に向けた取り組みは難しいが、その間は計画的な漏水調査の実施、あるいは老朽化した管路の更新により70%台の有収率を80%台にあげ維持管理費用の抑制に努力する。改良工事の終了後において簡易水道の経理の一元化やさらに進めて上水道事業への統合（ハード統合を含む）、及び水道料金の統一を目標に財政基盤の強化を図り経営の健全化を推進する。

注 計画期間については、原則として平成19年度から23年度までの5か年とすること。

基本的事項（つづき）

5 繰上償還希望額等

(単位：百万円)

区 分		年利5%以上6%未満	年利6%以上7%未満	年利7%以上	合 計
旧資金運用部資金	繰上償還希望額			19.9	19.9
	補償金免除額			4.5	4.5
旧簡易生命保険資金	繰上償還希望額				
公営企業金融公庫資金	繰上償還希望額				

注 「旧資金運用部資金」の「補償金免除額」欄は、各地方公共団体の「繰上償還希望額」欄の額に対応する額として、計画提出前の一定基準日の金利動向に応じて算出された予定額であり、各地方公共団体の所在地を管轄とする財務省財務局・財務事務所に予め相談・調整の上、確認した補償金免除(見込)額を記入すること。

6 平成19年度末における年利5%以上の地方債現在高の状況

【旧資金運用部資金】

(単位：千円)

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成21年度末残高)	年利6%以上7%未満 (平成20年度末残高)	年利7%以上 (平成19年度末残高)	合 計
公営企業債	簡易水道事業債	0	0	19,899	19,899
合 計 (A)		0	0	19,899	19,899
一般会計 (再掲) 上記のうち 負担分					
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A)-(B)		0	0	19,899	19,899

【旧簡易生命保険資金】

(単位：千円)

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成21年度末残高)	年利6%以上7%未満 (平成21年度末残高)	年利7%以上 (平成20年度9月期残高)	合 計
公営企業債					
合 計 (A)					
一般会計 (再掲) 上記のうち 負担分					
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A)-(B)					

【公営企業金融公庫資金】

(単位：千円)

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成20年度9月期残高)	年利6%以上7%未満 (平成20年度9月期残高)	年利7%以上 (平成19年度末残高)	合 計
公営企業債					
合 計 (A)					
一般会計 (再掲) 上記のうち 負担分					
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A)-(B)					

注1 地方債計画の区分ごとに記入すること。  
 2 必要に応じて行を追加して記入すること。

## 財務状況の分析

区 分	内 容				
財務上の特徴	<p>美浜町の簡易水道事業は簡易水道（4地区）と飲料水供給施設（4地区）により運営しており、計画給水人口が3,727人、計画1日最大給水量が2,833.5<sup>m</sup>、平成18年度末給水人口が3,210人、有収水量が399,789<sup>m</sup>である。現在1つの特別会計として経理を行っているが、その中身は7つの地区を個々で収支を行っているが、当年度で利益が出た地区では基金に積立て、欠損金が出た場合には一般会計から補填するといった煩雑な経理を行っている。H18年度末基金は6地区で8千4百万円保有しているが今後施設改修費用として使用する予定である。また、一般会計の繰入金については、企業債の元利償還金全額と建設改良費の企業債借入分を除く全額を繰入れしている。建設改良費の地元分担金は徴収していない。</p> <p>水道使用料については、基本料金が700円（税別10<sup>m</sup>まで）10<sup>m</sup>を超えた分から1<sup>m</sup>70円の超過料金を徴収して、累進は行っていない。ちなみに、給水人口7,558人の上水道事業は基本料金1,000円（税別10<sup>m</sup>まで）10<sup>m</sup>を超えた分から1<sup>m</sup>100円の超過料金を徴収して累進である。これは簡易水道が表流水を取水していた歴史から水質面や水量の面から上水道に比べ劣っていたことから安価であったが、今後は井戸に水源を切り替え、さらに膜ろ過等浄水施設の近代化を行っていくことから簡易水道といえども水質・量ともに上水道と遜色がなくなり、施設維持管理費も増加することから料金の統一（簡易水道料金の値上げ）について住民の理解を得る必要がある。</p>				
経営課題	<table border="1"> <tr> <td>課 題</td> <td>事業統合による効率化と経理の明確化</td> </tr> <tr> <td colspan="2">簡易水道は各地区において建設及び管理してきた経緯があり事業統合について地元では抵抗があったが、近年の過疎・高齢化により地元での維持管理が難しくなってきたため近年ほとんど管理は町が行っていること、また建設改良においても地元分担金を徴収していない現状から簡水1本の経理あるいは最終的に上水道事業への統合による公営企業法の適用といったことで経理の明確化を図る。</td> </tr> </table>	課 題	事業統合による効率化と経理の明確化	簡易水道は各地区において建設及び管理してきた経緯があり事業統合について地元では抵抗があったが、近年の過疎・高齢化により地元での維持管理が難しくなってきたため近年ほとんど管理は町が行っていること、また建設改良においても地元分担金を徴収していない現状から簡水1本の経理あるいは最終的に上水道事業への統合による公営企業法の適用といったことで経理の明確化を図る。	
	課 題	事業統合による効率化と経理の明確化			
	簡易水道は各地区において建設及び管理してきた経緯があり事業統合について地元では抵抗があったが、近年の過疎・高齢化により地元での維持管理が難しくなってきたため近年ほとんど管理は町が行っていること、また建設改良においても地元分担金を徴収していない現状から簡水1本の経理あるいは最終的に上水道事業への統合による公営企業法の適用といったことで経理の明確化を図る。				
	<table border="1"> <tr> <td>課 題</td> <td>財政基盤の強化</td> </tr> <tr> <td colspan="2">各簡易水道の経理の統合や、あるいは一歩進んで上水道事業への経理統合（ハード統合も含む）により経理の明確化が図られ、料金の統一など地域格差の是正とあわせて独立採算への道が開かれ施設の民間委託が可能となる。</td> </tr> </table>	課 題	財政基盤の強化	各簡易水道の経理の統合や、あるいは一歩進んで上水道事業への経理統合（ハード統合も含む）により経理の明確化が図られ、料金の統一など地域格差の是正とあわせて独立採算への道が開かれ施設の民間委託が可能となる。	
課 題	財政基盤の強化				
各簡易水道の経理の統合や、あるいは一歩進んで上水道事業への経理統合（ハード統合も含む）により経理の明確化が図られ、料金の統一など地域格差の是正とあわせて独立採算への道が開かれ施設の民間委託が可能となる。					
<table border="1"> <tr> <td>課 題</td> <td>老朽化施設の計画的更新</td> </tr> <tr> <td colspan="2">一部の簡易水道の地区では、管路の老朽化が進み漏水や有収率の低下が顕著となっていることから計画的な更新が必要である。</td> </tr> </table>	課 題	老朽化施設の計画的更新	一部の簡易水道の地区では、管路の老朽化が進み漏水や有収率の低下が顕著となっていることから計画的な更新が必要である。		
課 題	老朽化施設の計画的更新				
一部の簡易水道の地区では、管路の老朽化が進み漏水や有収率の低下が顕著となっていることから計画的な更新が必要である。					
<table border="1"> <tr> <td>課 題</td> <td>施設の近代化による運転・維持管理費用の増大</td> </tr> <tr> <td colspan="2">今まで、安価な緩速ろ過方式で浄水を行ってきた簡水3地区では浄水施設の近代化により電気代やろ過材の清掃さらに運転管理委託料等維持管理費用が今までより30～40%増大することが見込まれ経営を圧迫する。</td> </tr> </table>	課 題	施設の近代化による運転・維持管理費用の増大	今まで、安価な緩速ろ過方式で浄水を行ってきた簡水3地区では浄水施設の近代化により電気代やろ過材の清掃さらに運転管理委託料等維持管理費用が今までより30～40%増大することが見込まれ経営を圧迫する。		
課 題	施設の近代化による運転・維持管理費用の増大				
今まで、安価な緩速ろ過方式で浄水を行ってきた簡水3地区では浄水施設の近代化により電気代やろ過材の清掃さらに運転管理委託料等維持管理費用が今までより30～40%増大することが見込まれ経営を圧迫する。					
留意事項	簡水3地区では表流水を緩速ろ過により配水を行っているが、安全な水質で安定した水量の配水を行うことが課題があることから、今後6～7年間掛けてクリプトスポリジウム対策等により浄水施設の改良を実施する予定である。				

注1 「財務上の特徴」欄は、事業環境や地域特性等を踏まえて記載すること。また、経営指標等について経年推移や類似団体との水準比較などを行い、各自工夫の上説明すること。

2 「経営課題」欄は、料金水準の適正化、資産の有効活用、給与水準・定員管理の適正合理化、維持管理費等サービス供給コストの節減合理化、資本投下の抑制、民間的経営手法等の導入等、団体が認識する経営上の課題について、優先度の高いものから順に記載する。また、経営課題と認識する理由を類似団体等との比較を交えながら具体的に説明すること。

3 「留意事項」欄は、「経営課題」で取り上げた項目の他に、経営に当たって補足すべき事項を記載すること。

4 必要に応じて行を追加して記入すること。





## (3) 経営指標等

(単位:%)

		平成14年度 (計画前5年度) (決算)	平成15年度 (計画前4年度) (決算)	平成16年度 (計画前3年度) (決算)	平成17年度 (計画前々年度) (決算)	平成18年度 (計画前年度) (決算見込)	平成19年度 (計画初年度)	平成20年度 (計画第2年度)	平成21年度 (計画第3年度)	平成22年度 (計画第4年度)	平成23年度 (計画第5年度)
資金不足比率	(%) (再掲)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
料金回収率	(%)	88.90	85.48	92.26	95.29	82.38	87.05	91.02	90.13	86.89	87.77
総収支比率(法適用)	(%)										
経常収支比率(法適用)	(%)										
営業収支比率(法適用)	(%)										
累積欠損金比率(法適用)	(%) (再掲)										
収益的収支比率(法非適用)	(%) (再掲)	89.32	89.71	95.34	99.59	89.75	87.05	94.88	93.19	92.17	91.73
不良債務比率(法適用)又は 赤字比率(法非適用)	(%) (再掲)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
繰入金比率	収益的収入分	16.75	18.01	15.74	17.73	12.91	16.83	16.77	17.18	20.96	20.16
	うち基準内繰入金	7.61	7.41	7.05	5.96	5.31	6.15	6.12	7.52	9.60	10.08
	うち基準外繰入金	9.14	10.59	8.70	11.77	7.60	10.69	10.64	9.66	11.36	10.08
	うち料金収入に計上すべき繰入等										
	うち赤字補てん的なもの										
	資本的収入分	12.15	37.77	60.90	64.75	20.88	9.84	7.78	14.81	2.97	2.29
	うち基準内繰入金	6.07	10.50	30.14	13.00	4.85	3.63	2.50	4.78	1.48	1.15
	うち基準外繰入金	6.08	27.27	30.76	51.75	16.03	6.21	5.28	10.03	1.49	1.14
うち赤字補てん的なもの											

注1 上記の各指標の算出方法については、次のとおりであること。

## (1) 資金不足比率(%)

ア 地方公営企業法適用企業の場合 = 地方財政法施行令第19条第1項により算定した資金の不足額 / (営業収益 - 受託工事収益) × 100

イ 地方公営企業法非適用企業の場合 = 地方財政法施行令第20条第1項により算定した資金の不足額 / (営業収益 - 受託工事収益) × 100

## (2) 総収支比率(%) = 総収益 / 総費用 × 100

## (3) 経常収支比率(%) = 経常収益 / 経常費用 × 100

## (4) 営業収支比率(%) = (営業収益 - 受託工事収益) / (営業費用 - 受託工事費用) × 100

## (5) 累積欠損金比率(%) = 累積欠損金 / (営業収益 - 受託工事収益) × 100

## (6) 収益的収支比率(%) = 総収益 / (総費用 + 地方債償還金) × 100

## (7) 不良債務比率(又は赤字比率)(%) = 不良債務(又は実質赤字額) / (営業収益 - 受託工事収益) × 100

## (8) 繰入金比率(%) = 収益的収入に属する他会計繰入金(又は資本的収入に属する他会計繰入金) / 収益的収入(又は資本的収入) × 100

## 2 上記指標のうち「料金回収率」は、水道事業(簡易水道事業を含む)、工業用水道事業及び下水道事業(下水道事業にあつては使用料回収率)について記載すること。

## (1) 水道事業、工業用水道事業に係る料金回収率の算出方法

・料金回収率(%) = 供給単価 1 / 給水原価 2 × 100

1 供給単価(円/m<sup>3</sup>) = 給水収益 / 年間総有収水量(工業用水道事業にあつては料金算定に係るもの)

2 給水原価(円/m<sup>3</sup>) = (経常費用 - (受託工事費 + 材料及び不用品売却原価 + 附帯事業費 + 基準内繰入金(水道事業のみ))) / 年間総有収水量(工業用水道事業にあつては料金算定に係るもの)

但し、簡易水道事業については下記によるものとする。

ア 地方公営企業法適用企業の場合 = (経常費用 - (受託工事費 + 材料及び不用品売却原価 + 附帯事業費 + 基準内繰入金 + 減価償却費) + 企業債償還金) / 年間総有収水量

イ 地方公営企業法非適用企業の場合 = (総費用 - (受託工事費 + 基準内繰入金) + 地方債償還金) / 年間総有収水量

## (2) 下水道事業に係る使用料回収率の算出方法

・使用料回収率(%) = 使用料収入 / 汚水処理費 × 100

(4) 収支見通し策定の前提条件

条件項目	収支見通し策定に当たっての考え方(前提条件)
1 料金設定の考え方、料金収入の見込み	水道事業は施設経営であり、給水に要する原価を賄うものでなければならない。施設の拡充を可能にするため、財産的基盤の強化を図らなくてはならない。また少子高齢化に伴い当町の給水人口は減少しているが、簡易水道においては、下水道の普及など生活水準向上による水需要が見込まれるため料金収入は微増を見込む。
2 他会計繰入金の見込み	管理費の一部、公債費利子への繰入金を見込んでいる。
3 大規模投資の有無、資産売却等による収入の見込み	大規模投資は、施設改良更新として有り(H18~21年度が新庄地区、H22~24年度が丹生・竹波地区、H25~26年度が菅浜地区)その施設改良後料金の値上げ等を検討したい。資産売却等による収入の見込みはない。
4 その他収支見通し策定に当たって前提としたもの	特になし。

注1 収支見通しを策定するに当たって、前提として用いた各種仮定(前提条件)について、各区分に従い、それぞれその具体的な考え方を記入すること。

2 必要に応じて行を追加して記入すること。

## 経営健全化に関する施策

項 目	具 体 的 内 容
<p>1 行革推進法を上回る職員数の純減や人件費の総額の削減</p> <p>地方公務員の職員数の純減の状況</p> <p>給与のあり方</p> <p>国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与構造の見直し、地域手当のあり方</p> <p>技能労務職員に相当する職種に従事する職員等の給与のあり方</p> <p>退職時特昇等退職手当のあり方</p> <p>福利厚生事業のあり方</p>	<p>美浜町職員数は集中改革プランではH17現在235名の職員数であったがH22年までに220名に純減(15名の減)させる計画で取り組んでいる。しかし簡易水道特別会計の職員は1名であることから、人件費削減は難しいため全体のなかで対応することとする。( の課題 に対応)</p> <p>給料表の見直し:「8級制」「6級制」(H18に実施)( の課題 に対応) 地域手当については支給していない。 特殊勤務手当については、料金徴収に従事した職員に支給しているが(従事した日:300円/日)町規程にある量水器の検針業務手当(900円/日)・洗管作業等手当(1,000円/日)・特定化学物質等取扱業務手当(2,000円/月)にかかる特別勤務手当は支給していない。( の課題 に対応)</p> <p>技能労務職員に相当する職種に従事する職員等は配置していない。( の課題 に対応)</p> <p>退職時特別昇給の見直し:「1号給」「なし」(H18に実施)( の課題 に対応)</p> <p>福利厚生事業に対する負担は行っていない。( の課題 に対応)</p>
<p>2 物件費の削減、指定管理者制度の活用等 民間委託の推進やPFIの活用等</p> <p>維持管理費等の縮減その他経営効率化に向けた取組</p> <p>指定管理者制度の活用等民間委託の推進やPFIの活用</p>	<p>現在の簡易水道の施設は、最小限の人件費(職員1人)及び必要最小限の物件費で維持管理を行っているため大幅な経費削減に向けての取り組みは困難な状況である。しかしながら今後は漏水調査の計画的な実施、及び老朽管の更新等を実施して少しでも維持管理費の削減に努力したい。( の課題 に対応)</p> <p>昨年度に上水道を含めた民間への第三者委託について委託業者から見積書等徴収して管理委託の検討を行ったが委託料が現在の使用料収入では到底まかなえず断念した経緯があり管理委託が合理化に繋がらないことが判明した。よって今年度から職員の負担軽減策としての簡易な管理(施設の清掃等)について一部民間委託を実施した。( の課題 に対応)</p>

## 経営健全化に関する施策（つづき）

項 目	具 体 的 内 容
3 コスト等に見合った適正な料金水準への引上げ、売却可能資産の処分等による歳入の確保  料金水準が著しく低い団体にあつては、コスト等に見合った適正な料金水準への引き上げに向けた取組	浄水施設の改良後は維持管理費用が増大することから改良後において上水道事業への統合を検討して経理の明確化を行い料金の値上げについて住民の理解を得る。（ の課題 に対応）
4 経営健全化や財務状況に関する情報公開の推進と行政評価の導入  経営健全化や財務状況に関する情報公開  行政評価の導入	現在町広報誌において簡易水道の決算状況について公開を行っているが、今後は定員管理の状況や決算統計の結果等をホームページ等での公開を検討する。（ の課題 に対応）  町（一般行政）の取り組みに併せて導入を検討する。（ の課題 に対応）
5 その他	既存の簡易水道の有収率（現有収率70%台を80%台に）向上のため、計画的に漏水調査を実施して行くとともに老朽化した管路の布設替えを実施する。（ の課題 に対応）

注1 上記区分に応じ、「財務状況の分析」の「経営課題」に掲げた各課題に対応する施策を具体的に記入すること。その際、どの課題に対応する施策が明らかとなるよう、に付した課題番号を引用しつつ、記入すること。

2 上記に記入した各種施策のうち、当該取組の効果として改善額の算出が可能な項目については、「繰上償還に伴う経営改革効果」の「年度別目標等」にその改善額を記入すること。なお、当該改善額が対前年度との比較により算出できない項目（資産売却収入・工事コスト縮減など）については、当該改善額の算出方法も併せて上記各欄に記入すること。

3 必要に応じて行を追加して記入すること。

繰上償還に伴う経営改革促進効果

1 主な課題と取組み及び目標

課 題	
1 職員数の純減や人件費の総額の削減	職員数においては、最低人数の1名であるため取り組みは困難であるが、今後は町全体での取り組みで対応したい。
2 経営効率化や料金適正化による繰越欠損金の解消等	繰越欠損金は発生していないが、簡易水道の経理の一元化、あるいは上水道事業との統合により、包括的な業務委託が可能となり効率的運営を実施することが可能となる。
3 一般会計等からの基準外繰出しの解消等	今後の5年間については設備投資が手一杯で、管理費の節減及び改革までは取組み出来ないが浄水施設の改良が終了したい事業統合や料金統一といった経営改革の実施について検討していきたい。
4 その他	計画的な漏水調査の実施及び老朽管の布設替えの実施

注1 上記各項目には、 で採り上げた経営課題に対応する取組として に掲げた経営健全化に関する施策のうち、それぞれ各項目に該当するものについて、その対応関係が分かるように記入すること。

2 必要に応じて行を追加して記入すること。

2 年度別目標等 次頁以下(1)から(5)までの各事業別様式を参考に、以下の考え方に沿って策定すること。

(各事業共通留意事項)

1. 次頁以下の各事業別様式は、「年度別目標」を策定するに当たって参考となるよう例示的な様式を示したものであり、2に掲げた項目以外は必ずしも全ての項目に記入を要するものではなく、各団体の各事業の状況にあわせて34円(H18)
2. 各事業別様式は参考例示ではあるが、各様式中の「目標又は実績」欄の項目のうち、職員数、行政管理経費(人件費、物件費、維持補修費等)に該当する項目並びに累積欠損金比率及び企業債現在高は、年度別目標策定に際して必須項目とされているので漏れがないよう留意すること。なお、これらの項目のうち、職員数、行政管理経費については、各団体(事業)の取組状況に応じて、適宜、細分化(例:職員数 職種別に区分、正職員と臨時職員とを分離計上等)することは差し支えないこと。
3. 「目標又は実績」欄の項目中、「職員数」については、前年度との比較によりその増減数を各年度の「増減数」欄に計上するとともに、計画期間中の「増減数」の合計は「計画合計」欄に計上し、計画前5年間の「増減数」の合計は「計画前5年間実績」欄に計上すること。
4. 「目標又は実績」欄の項目の見直し施策実施に係る「改善額」は、原則として、当該見直し施策実施年度の前年度との比較により算出し、その改善効果がその後も継続するものとして、その後の各年度の改善額を計上すること。
5. 4による「改善額」が対前年度との比較により算出できない項目、その改善効果が単年度に限られる項目(資産売却益、工事コスト縮減等)については、当該改善額のみ当該見直し施策の実施年度の「改善額」欄に計上すること。またその場合の改善額の算出方法について、 の当該施策に係る「具体的内容」欄に併せて記入すること。
6. 計画期間中に実施した見直し施策に係る「改善額」の合計については「計画合計」欄に計上すること。また、計画前5年間に実施した見直し施策に係る「改善額」の合計については「計画前5年間実績」欄に計上すること。
7. 「改善額 合計」欄及び「計画前5年間改善額 合計」欄には、それぞれの期間に係る人件費(退職手当以外の職員給与費)その他改善額を計上することが可能なものの合計(「計画合計」及び「計画前5年間実績」それぞれの合計)を記入すること。その際、同一項目に係る内訳に相当するものを重複計上することのないよう留意すること。
8. 「(参考) 補償金免除額」欄に記入する「補償金免除額」とは、計画提出前の一定基準日の金利動向に応じて算出された予定額(補償金免除(見込)額)であり、 の「5 繰上償還希望額等」に記入した「旧資金運用部資金」の「繰上償還希望額」に対応する「補償金免除額」の「合計」欄の額を転記すること。
9. 以上の他、各事業別様式において、記入を求められている経営指標その他の項目等については各事業別様式の指示(留意事項)に従うこと。
10. 必要に応じて行を追加して記入すること。

繰上償還に伴う経営改革促進効果(つづき)

2 年度別目標等

(1) 水道事業

年度別目標

(単位:千円、%)

課題	目標又は実績	平成14年度 (計画前5年度) (決算)	平成15年度 (計画前4年度) (決算)	平成16年度 (計画前3年度) (決算)	平成17年度 (計画前々年度) (決算)	平成18年度 (計画前年度) (決算見込)	計画前5年間 実績	平成19年度 (計画初年度)	平成20年度 (計画第2年度)	平成21年度 (計画第3年度)	平成22年度 (計画第4年度)	平成23年度 (計画第5年度)	計画合計
<b>【収入の確保】</b>													
	料金改定率	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	
	改善額(料金の適正化) 1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	未収金の徴収対策	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	
	改善額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	一般会計負担金の額	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	
	改善額(負担金の確保等)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	資産の有効活用	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	
	その他( )	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	
	改善額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
<b>【経費の削減】</b>													
職員給与費の適正化													
	職員給与費(退職手当以外)	6,450	6,391	6,677	6,655	6,705		6,879	6,954	7,029	7,106	7,183	
	改善額	0	59	-227	-205	-255	-628	-174	-249	-324	-401	-478	-1,626
	給与水準												
	改善額												
	その他( )	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	
	改善額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	職員給与費(退職手当)	382	590	605	610	609		606	606	606	606	606	
	職員数(人)	1	1	1	1	1		1	1	1	1	1	
	増減数(人)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	維持管理費等	25,014	25,877	25,349	26,551	31,260		27,485	27,760	28,037	28,318	28,061	
	改善額(適正化)	0	-863	-335	-1,537	-6,246	-8,981	3,775	3,500	3,223	2,942	3,199	16,639
	工事コスト 2	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	
	改善額(縮減額)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	その他( )	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	
	改善額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	累積欠損金比率	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	
	増減	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	
	企業債現在高	141,919	151,612	146,973	143,781	166,397		219,653	250,582	266,992	383,512	636,064	
	増減	42,556	9,693	-4,639	-3,192	22,616		53,256	30,929	16,410	116,520	252,552	
	計画前5年間改善額 合計						9,609						15,013
	(参考) 補償金免除額												4,483

注1 「課題」欄については、「1 主な課題と取組み及び目標」の「課題」欄の番号を記入すること。

2 1「改善額(料金の適正化)」については、「料金改定に伴う料金増収額」を記入すること。

2「工事コスト」については、工法の見直し等による建設コストの縮減(建設改良費の抑制は除く。)を記入すること。

3 改善額の算出方法については、の当該施策に係る「具体的内容」欄に併せて記入すること。

4 必要に応じて行を追加して記入すること。また、会計規模により必要に応じて単位を百万円から千円に変更することも可とするが、「改善額合計」を算出する際の単位誤り、誤計上(重複計上等)がないよう留意すること。

経営状況

	平成14年度 (計画前5年度) (決算)	平成15年度 (計画前4年度) (決算)	平成16年度 (計画前3年度) (決算)	平成17年度 (計画前々年度) (決算)	平成18年度 (計画前年度) (決算見込)	平成19年度 (計画初年度)	平成20年度 (計画第2年度)	平成21年度 (計画第3年度)	平成22年度 (計画第4年度)	平成23年度 (計画第5年度)
給水人口 (千人)	3,335	3,327	3,295	3,263	3,210	3,178	3,146	3,115	3,084	3,053
年間総有収水量 (千m <sup>3</sup> )	410,546	386,511	389,171	407,069	399,789	401,788	403,797	405,816	407,845	409,884
公称施設能力 (m <sup>3</sup> /日)	2,474	2,935	2,935	2,935	2,935	2,935	2,935	2,935	2,935	2,935
1日最大配水量 (m <sup>3</sup> /日)	2,248	2,076	2,240	2,352	2,701	2,701	2,701	2,701	2,701	2,701
最大稼働率 (%)	90.86	70.73	76.32	80.13	92.02	92.02	92.02	92.02	92.02	92.02
供給単価 (円/m <sup>3</sup> )	72.52	74.78	74.77	77.85	78.32	76.75	76.75	76.75	76.75	76.75
給水原価 (円/m <sup>3</sup> )	81.58	87.48	81.04	81.70	95.07	88.18	84.32	85.16	88.34	87.45

簡易水道事業の統合に係る基本方針

注 「統合計画の概要・実施スケジュール」又は少なくとも「検討体制・実施スケジュール、検討の方向性、結論をとりまとめる時期」を具体的に記載すること。

別紙のとおり